

令和3年6月1日開会

①

# 令和3年第2回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

## 令和3年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第93号議案 令和3年度茨城県一般会計補正予算（第2号）	1
第94号議案 茨城県県税条例の一部を改正する条例	3
第95号議案 茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	5
第96号議案 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	7
第97号議案 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	8
第98号議案 茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例の一部を改正する条例	9
第99号議案 生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
第100号議案 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	11
第101号議案 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	16
第102号議案 道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	17
第103号議案 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例	19
第104号議案 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	20
第105号議案 県有財産の売却処分について	21
報告第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について	23

予

算

## 第93号議案

### 令和3年度 茨城県一般会計補正予算（第2号）

令和3年度茨城県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,162,223千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,326,750,906千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		201,346,602 <sup>千円</sup>	1,162,223 <sup>千円</sup>	202,508,825 <sup>千円</sup>
	2 国庫補助金	144,406,861	1,162,223	145,569,084
12 繰入金		41,085,414	1,000,000	42,085,414
	2 基金繰入金	39,559,141	1,000,000	40,559,141
歳入合計		1,324,588,683	2,162,223	1,326,750,906

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保健福祉費		265,443,457 <sup>千円</sup>	674,933 <sup>千円</sup>	266,118,390 <sup>千円</sup>
	8 公衆衛生費	52,238,848	674,933	52,913,781
8 商工費		194,884,791	487,290	195,372,081
	4 観光物産費	2,252,416	487,290	2,739,706
15 予備費		2,000,000	1,000,000	3,000,000
	1 予備費	2,000,000	1,000,000	3,000,000
歳出合計		1,324,588,683	2,162,223	1,326,750,906

条例 ・ その他

## 第94号議案

### 茨城県県税条例の一部を改正する条例

茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第32条の6第1項第1号中「支払い」を「支払」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「支払い」を「支払」に改める。

第32条の7中「支払い」を「支払」に、「あわせて」を「併せて、」に改める。

第40条第1項第3号中「及び電気事業法」を「、同法」に改め、「発電事業等」という。）の次に「及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業（第40条の5第2項及び第3項において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第40条の2第3項中「この条」を「この節」に改める。

第40条の5第2項及び第3項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第40条の14の2第1項中「行なう」を「行う」に改め、「前条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第43条の3第1項第2号中「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項に規定する国民体育大会又は」を削り、「当該大会又は」を「当該」に改める。

第43条の15第2項中「規定による」を削り、同項ただし書中「においては」を「には」に改め、同条第3項及び第4項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第5項中「の承認を受けている」を「の規定により第1項の帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該帳簿の備付け及び保存に代えている」に、「において、当該承認を受けている」を「には、当該」に改め、「（以下この節において「電磁的記録に係る承認済帳簿」という。）」及び「知事の承認を受けたときは」を削り、「承認を受けた電磁的記録に係る承認済帳簿」を「帳簿」に改める。

第43条の16から第43条の19までを次のように改める。

第43条の16から第43条の19まで 削除

第43条の20中「、第4項又は第5項の承認を受けている」を「から第5項までのいずれかに規定する規則で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている同条第1項の」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第32条の6第1項第1号及び第2項、第40条の2第3項、第40条の14の2第1項並びに第43条の3第1項第2号の改正規定 公布の日

(2) 第40条第1項第3号並びに第40条の5第2項及び第3項の改正規定並びに次条の規定 令和4年4月1日（事業税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の茨城県県税条例第40条第1項第3号並びに第40条の5第2項及び第3項の規定は、当該規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（電子計算機を使用して作成する帳簿の保存方法等の特例に関する経過措置）

第3条 この条例による改正後の茨城県県税条例（以下「新条例」という。）第43条の15第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に備付けを開始する帳簿（同条第1項に規定する帳簿をいう。以下

同じ。)について適用する。

- 2 新条例第43条の15第5項の規定は、施行日以後に保存が行われる帳簿に係る電磁的記録（同条第3項に規定する電磁的記録をいう。）について適用する。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦



## 第95号議案

### 茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和38年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に、「第31条」を「第24条（過疎法附則第5条において準用する場合を含む。）」に改める。

第2条第1項中「第2条第1項」の次に「（過疎法第43条の規定により読み替えて適用する場合及び過疎法第44条第1項から第3項までの規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「以下「過疎地域」という。）内に製造の事業」を「過疎法第3条第1項及び第2項（過疎法第43条の規定により読み替えて適用する場合及び過疎法第44条第1項から第3項までの規定により適用する場合を含む。）並びに第44条第4項の規定により過疎法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域並びに過疎法附則第7条第1項の規定により過疎法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）のうち、過疎法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において当該過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第15項に規定する情報サービス業等をいう。）に、「過疎地域内」を「産業振興促進区域内」に、「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）」に、「過疎法第31条の省令」を「過疎法第24条の省令」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。第3条第1項及び第5条第1項において同じ。）をした」に改め、同条第2項中「過疎地域」を「産業振興促進区域」に、「総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣」を「主務大臣」に改める。

第3条第1項及び第5条第1項中「過疎地域」を「産業振興促進区域」に、「を新設し、又は増設した」を「の取得等をした」に改める。

第7条中「過疎地域」を「産業振興促進区域」に、「いずれかの地域」を「いずれかの区域又は地域」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（旧過疎地域に関する経過措置）

第2条 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第3条の規定による失効前の同法第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第2項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域を含む。以下この条において「旧過疎地域」という。）内において、製造の事業、農林水産物等販売業（旧過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。次条第1項において「過疎法第24条の省令」という。）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する特別償却設備に限る。）を令和3年3月31日以前に新設し、又は増設した者については、この条例による改正前の茨城県過疎地域等における県税

の特別措置に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）第1条、第2条、第3条、第5条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。

- 2 旧過疎地域内において、畜産業又は水産業を令和3年3月31日以前に行った個人については、改正前の条例第1条及び第2条の規定は、なおその効力を有する。

（過疎地域持続的発展市町村計画が定められる日の前日までの間に設備の取得等をした者等に係る課税免除の特例）

第3条 令和3年4月1日から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。次項において「過疎法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画が定められる日の前日までの間に、当該過疎地域持続的発展市町村計画に記載される同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域（以下この条において「産業振興促進区域」という。）内において当該過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められる製造業、情報サービス業等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第15項に規定する情報サービス業等をいう。）、農林水産物等販売業（当該過疎地域持続的発展市町村計画に記載される産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備（過疎法第24条の省令第1条第1号イに規定する特別償却設備に限る。）の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。）をした者については、当該過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日以後にこの条例による改正後の茨城県過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）第2条、第3条、第5条及び第7条の規定を準用する。この場合において、改正後の条例第2条第4項中「当該申告書に規則で定める書類の添付がある場合」とあるのは「当該申告書に規則で定める書類の添付がある場合又は第1項に規定する当該過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日から、県税条例第40条の7に規定する申告書を提出すべき者にあつては2月以内に、県税条例第40条の14第1項に規定する申告書を提出すべき者にあつては1月以内に規則で定める書類を知事に提出した場合」と、「当該各号に掲げる日」とあるのは「当該各号に掲げる日又は第1項に規定する当該過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日から1月を経過する日」と、改正後の条例第3条第2項中「県税条例第41条の7第1項に規定する申告書に規則で定める書類の添付がある場合」とあるのは「前項に規定する産業振興促進区域が記載された過疎法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日から2月以内に規則で定める書類を知事に提出した場合」と読み替えるものとする。

- 2 令和3年4月1日から過疎法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画が定められる日の前日までの間に、当該過疎地域持続的発展市町村計画に記載される産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行った個人については、当該過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日以後に改正後の条例第2条の規定を準用する。この場合において、改正後の条例第2条第4項中「第40条の7又は第40条の14第1項」とあるのは「第40条の14第1項」と、「当該申告書に規則で定める書類の添付がある場合」とあるのは「当該申告書に規則で定める書類の添付がある場合又は第1項に規定する当該過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日から1月以内に規則で定める書類を知事に提出した場合」と、「当該各号に掲げる日」とあるのは「当該各号に掲げる日又は第1項に規定する当該過疎地域持続的発展市町村計画が定められた日から1月を経過する日」と読み替えるものとする。

（茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第4条 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条中「過疎地域又は」を「産業振興促進区域又は」に改め、「係る地域」の次に「又は区域」を加える。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第96号議案

### 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(茨城県資金積立基金条例の一部改正)

第1条 茨城県資金積立基金条例（昭和39年茨城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表茨城県ふるさと水と土基金の項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第2条第1項（過疎法第43条の規定により読み替えて適用する場合及び過疎法第44条第1項から第3項までの規定により適用する場合を含む。以下同じ。）」に改め、「規定する過疎地域」の次に「（過疎法第3条第1項及び第2項（過疎法第43条の規定により読み替えて適用する場合及び過疎法第44条第1項から第3項までの規定により適用する場合を含む。）並びに第44条第4項の規定により過疎法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域並びに過疎法附則第7条第1項の規定により過疎法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）」を加える。

(茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の一部改正)

第2条 茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例（平成5年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「第2条第1項に規定する過疎地域」を「附則第3条の規定による失効前の同法第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第2項の規定により同法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる区域を含む。）」に改める。

(茨城県県営住宅条例の一部改正)

第3条 茨城県県営住宅条例（平成9年茨城県条例第54号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第97号議案

### 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年茨城県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表 2 付属設備等利用料金の表中

カメラシステム	大ホール	1式	7,870	を
	小ホール	1式	5,250	

  

カメラシステム	大ホール	1式	7,870	に改める。
	小ホール	1式	5,250	
オンライン配信設備セット	1式	4,950		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 第98号議案

### 茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会 経済活動との両立を図るための措置を定める条例の一部を改正する条例

茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和2年茨城県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「インフルエンザ特措法附則第1条の2第1項」を「感染症法第6条第7項第3号」に改める。

第10条中「第7条第1項において準用する第15条第1項」を「第15条第1項」に、「感染症法第7条第1項において準用する第15条第3項」を「同条第3項」に、「感染症法第7条第1項において準用する第15条第4項」を「同条第5項」に改める。

第11条及び第12条中「第7条第1項において準用する」を削る。

第13条中「第7条第1項において準用する第15条第1項」を「第15条第1項」に、「感染症法第7条第1項において準用する第15条第3項」を「同条第3項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第99号議案

### 生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第8条の2 保護施設は、利用者に対し、適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第8条の3 保護施設は、感染症又は災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第18条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努め」を「次に掲げる措置を講じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の生活保護法等に基づき保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の条例第18条第2項（改正後の条例第26条、第33条（改正後の条例第40条において準用する場合を含む。）及び第39条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第100号議案

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の 一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第113条」の次に「・第114条」を加える。

第82条第3項中「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を，調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「第1項各号に掲げる区分に応じ，それぞれ当該各号に定める職員」に改める。

第113条を第114条とし、第15章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第113条 児童福祉施設及びその職員は，記録，作成その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(社会福祉法に基づき婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 社会福祉法に基づき婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第18条 婦人保護施設は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」の次に「・第92条」を加える。

第6条第7項中「第4項」の次に「及び第5項」を加える。

第7条に次の1項を加える。

11 前項の指定児童発達支援の単位は，指定児童発達支援であって，その提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

第71条第7項中「第4項」の次に「及び第5項」を加える。

第91条を第92条とし、第8章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第91条 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第14条第1項(第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。)及び第18条(第53条の5、第57条、第69条、第76条、第76条の2、第79条、第79条の9及び第87条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設定及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設定及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第72号)の一部を次のように改正する。

目次中「第58条」の次に「・第59条」を加える。

第58条を第59条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第58条 指定障害児入所施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第11条(第57条において準用する場合を含む。)及び第15条第1項(第57条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定障害児入所施設及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第73号)の一部を次のように改正する。

目次中「第204条」の次に「・第205条」を加える。

第204条を第205条とし、第17章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)



第204条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11並びに第201条の22において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）及び第198条の3第1項（第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第74号）の一部を次のように改正する。

目次中「第62条」の次に「・第63条」を加える。

第62条を第63条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第62条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第12条第1項及び第16条並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第7条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第75号）の一部を次のように改正する。

目次中「第90条」の次に「・第91条」を加える。

第90条を第91条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第90条 障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の2の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第21条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年茨城県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条の2の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第19条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定される

もの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第78号）の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」の次に「・第47条」を加える。

第46条を第47条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第46条 障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

# 第101号議案

## 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県道路占用料徴収条例（昭和33年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	第一級地	9
					第二級地	4
	行		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	第三級地	3
					第四級地	2
	補				第五級地	2
					第一級地	31
	助	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	第二級地	13
					第三級地	9
	設		地下に設けるもの		第四級地	8
					第五級地	7
その他				第一級地	2,400	
				第二級地	1,000	
				第三級地	730	
				第四級地	610	
				第五級地	540	
				第一級地	1,500	
				第二級地	650	
				第三級地	460	
				第四級地	380	
				第五級地	340	
				第一級地	920	
				第二級地	390	
				第三級地	270	
				第四級地	230	
				第五級地	200	
				第一級地	3,100	
				第二級地	1,300	
				第三級地	910	
				第四級地	760	
				第五級地	680	

別表法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号及び第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第102号議案

### 道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する 条例

道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第80号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第42条」を「第42条の2」に改める。

第4条第1項中「停車帯」の次に「，自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条第2項中「中欄に掲げる値」の次に「以上」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（）」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第23条第2項の表中「凸型曲線」を「凸形曲線」に、「凹型曲線」を「凹形曲線」に改める。

第31条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第32条中「横断歩道橋等」の次に「，自動運行補助施設」を加える。

第40条第1項中「第8条」の次に「，第8条の2第3項」を加え、同条第2項中「第5条第3項から第5項まで」を「第5条第4項から第6項まで」に改め、「第8条」の次に「，第8条の2第3項」を加える。

第2章中第42条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第42条の2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項

に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事（当該工事の設計に係る契約を締結したものを含む。）中の第3種又は第4種の県道については、この条例による改正後の道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第103号議案

### 茨城県県立学校設置条例の一部を改正する条例

茨城県県立学校設置条例（昭和39年茨城県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

茨城県立下妻第一高等学校附属中学校	下妻市下妻
茨城県立水海道第一高等学校附属中学校	常総市水海道亀岡町

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

## 第104号議案

### 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等 円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「もの」の次に「(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。)」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦



## 第105号議案

### 県有財産の売却処分について

下記により、県有財産を売却処分するものとする。

記

1 不動産の表示

那珂郡東海村大字照沼字渚768番40ほか1筆

土地 20,000.30平方メートル

2 売却予定価格

金 464,006,960円

3 売却処分先

東京都中央区晴海一丁目8番8号

東洋埠頭株式会社

代表取締役 原 匡 史

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦



# 報 告

## 報告第4号

### 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記2件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。  
原案承認されたい。

令和3年6月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 1

### 和解について

つくば中央警察署所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

#### 記

#### 1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 個人
- (3) 個人

#### 2 和解の内容

- (1) 令和元年11月25日（月）午後1時55分頃、つくば市竹園3丁目1番地204地先県道上で発生した事故
- (2) 事故の概要

つくば中央警察署所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記県道において、相手方(1)の軽乗用自動車に追突し、その衝撃で同車両が相手方(3)の普通乗用自動車に追突し、損害を与えた。

- (3) 茨城県が支払う損害賠償額 6,564,854円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和3年5月6日

茨城県知事 大井川 和 彦

## 別記 2

### 和解について

総務課所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

#### 1 和解の相手方

(1) 個人

(2) 水戸市城南二丁目 4 番 4 号

新星自動車株式会社

代表取締役 高野 公 壯

#### 2 和解の内容

(1) 令和元年12月23日（月）午後 2 時55分頃、水戸市笠原町1978番地の 1 地先県道上で発生した事故

(2) 事故の概要

総務課所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記県道において、急に進路を変更してきた相手方(2)の小型乗用自動車を避けるため、相手方(1)の小型乗用自動車と衝突し、損害を与えるとともに、損害を受けた。

(3) 損害賠償額

ア 茨城県が支払う損害賠償額 1,869,366円

(注) 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

イ 茨城県が支払を受ける損害賠償額 59,158円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和 3 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和 彦